

私たちは、製造物責任法 (PL 法) が 1995 年 7 月 1 日に施行されたことを記念して、毎年 7 月 1 日に製品安全に関する報告会を開催しています

リチウムイオン電池発火事故から PL 法を考える



【日時】 7 月 1 日 (水) 14 時 00 分～16 時 30 分

【Zoom と実参加(四ツ谷 主婦会館プラザエフ5F)のハイブリッド開催】

モバイルバッテリーなどに使われているリチウムイオン電池による発火事故は、消防庁の調査によると、2025 年には 1,297 件でした。発火の原因としては、製品の欠陥や品質の問題に加え、使用時の落下などによる衝撃や高温環境での保管など、様々な要因が指摘されています。事故が起きて「どこに責任を求めればよいのか」「原因は製品にあるのか」を明らかにすることは容易ではありません。現行の製造物責任法 (PL 法) では、被害を受けた消費者が事故原因や製品の欠陥を立証しなければならず、大きな負担となっています。

本報告会では、リチウムイオン電池の発火事故の実態と流通の仕組み、事故発生時の責任追及の難しさ、また製品安全 4 法改正で新たに設けられた「国内管理人」制度の役割をわかりやすく解説します。さらに、EU の制度と比較しながら、今後の PL 法改正に何が求められているのかを考えます。



【報告内容 (予定)】

1. リチウムイオン電池事故の実情と「製品安全 4 法」の施行状況
(経済産業省 製品安全課 課長補佐 小川ゆめ子さん)
2. 海外製造製品事故の対応の困難性 (弁護士・PL オンブズ会議メンバー 伊藤崇さん)
3. 「製品安全 4 法改正」の国内管理人の実情
(株式会社コマースロボティクス 営業部グローバル課 課長 戸嶋美希さん)
4. EU 立法状況 (一橋大学名誉教授・PL オンブズ会議メンバー 松本恒雄さん)
5. PL オンブズ会議からの提言

【参加費】無料

【定員】300 人 ※事前申し込みが必要です。定員になり次第締め切ります。

※会場設営の関係で、会場参加は 20 人を上限とします。上限に達し次第、受付を終了します。

【締め切り】 6 月 26 日(金)

【申し込み】

- ① フォーム <https://forms.office.com/r/VVeAip5akQ> ⇒
- ② 事務局に申し込み yukiko.ooide@shodanren.gr.jp (大出)



参加ご希望の方は、①または②で、「団体に所属の方は団体名、お名前、メールアドレス、電話番号、参加方法(オンライン・実会場参加)を記入の上、必ず事前にお申込みください。

※実会場参加をお申し込みの方には、会場(四ツ谷)のご案内を差し上げます。

Zoom 会議の詳細は、報告会前までに申し込みの方にご連絡いたします。

【参加用 URL】は登録された方限りとさせていただきます他の方への転送はできません。

いただいた個人情報はこの報告会のみ利用させていただきます。